

農業機械バンクの運用開始について

まだ使える不要な機械はありませんか？

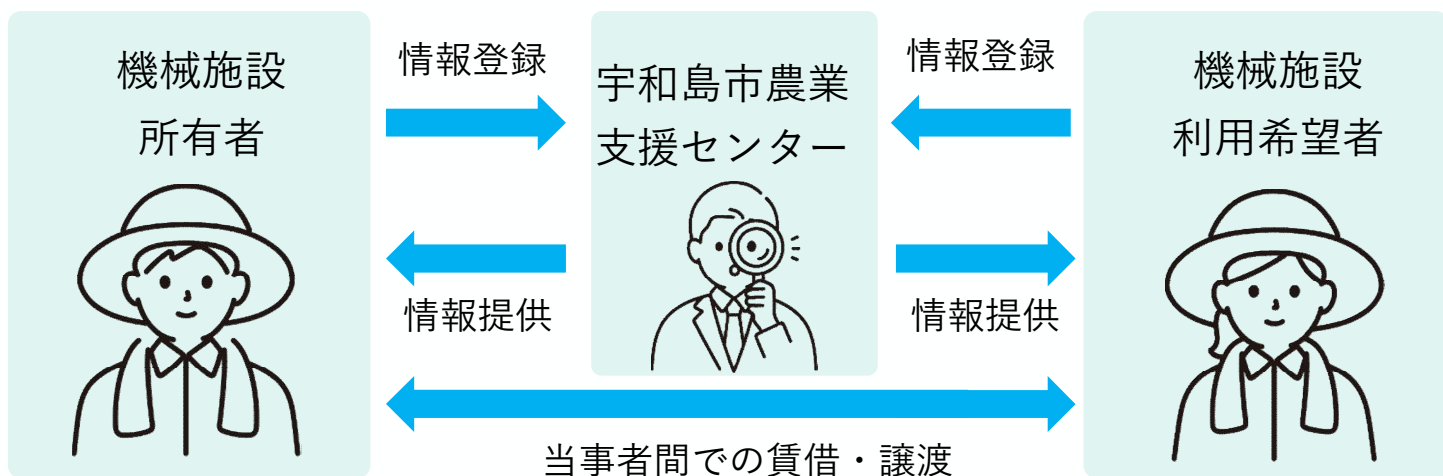
使わなくなった農機具・農業用施設をバンクに登録し、その情報を、「譲り受けたい・借りたい」という農業者に提供して、新規就農者及び農家等の財政負担の軽減を図り、農業の振興を図ります。

2026
6/1
運用開始

申請の手続き

- ①農業者から農器具提供票の提出。
- ②農業支援センター関係者が現地へ確認。
- ③農業支援センター会議の提供者名簿に登録。
※有効期間は登録から1年間。
- ④機械施設利用希望者（就農5年目以内）から農機具使用申請票の提出。
- ⑤機械施設利用者へ機械施設利用希望者の情報を連絡し、お互いの連絡先を共有。
- ⑥当事者間での貸借・譲渡。

情報提供の内容



※宇和島市農業支援センター当事者間で行った契約等の後に発生したトラブル等の責任は負いかねますので、予めご承知の上、ご利用ください。

問い合わせ

- 宇和島市農業支援センター 事務局：宇和島市産業経済部農林課
- (TEL：0895-24-1111 (代表))